

都市政策課 市街地整備係
Tel 25-1111 (内線 1373)

仲津校区において 予約制乗合タクシーを利用する会員を募集します

新 田原駅からメタセの杜区間に
おける、予約制乗合タクシー
の実証実験を行います。

《利用を希望する方は
会員登録が必要です》

◇期間 5月1日(水)～10日(金)

◇会員登録方法

市ホームページより申込書をダウンロードし、郵送(受付最終日消印有効)、ファックス、メール、または都市政策課市街地整備係窓口へご提出ください。

▼〒824-8601 中央1-1-1

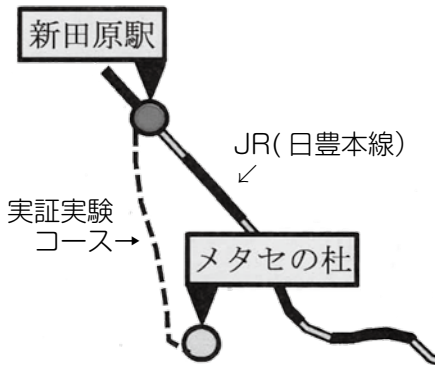
行橋市都市政策課市街地整備係

▼ファックス: 25-8201

▼メール: toshi@city.yukuhashi.lg.jp

◇便数 上り・下り各平日5便
(土日祝は運休)

※時刻表・料金の詳細については、市ホームページをご覧ください。



市子ども支援課 子育て支援係
Tel 25-1111 (内線 1184)

風しんの予防接種 (任意接種) 費用を助成します

●風しん任意予防接種 実施医療機関名

医療機関名
井手口医院
いりょうファミリークリニック
上田内科眼科クリニック
大原病院
おおみや整形外科医院
岡部医院
鍵山医院
かたおかクリニック
くまがえ内科医院
サカイダクリニック
しらかわ医院
すえまつ医院
たかお医院
高城循環器内科医院
はまさき循環器内科
ひまわりクリニック
ふじた内科クリニック
松下耳鼻咽喉科医院
三木内科クリニック
矢津内科消化器科クリニック
山田医院
行橋中央病院
ゆげ子どもクリニック

- ◇開始日 5月1日(水)
- ◇自己負担額 2400円
(生活保護受給者は無料※保護受給証明書を持参してください。)
- ◇助成回数 1回
- ◇対象者 接種当日において、市内に住民票があり、風しん抗体検査を受け、抗体価が低いことが判明した方で、
 - ①妊娠希望者(妊婦は除く。)
 - ②妊娠希望者および妊婦の
 - ・配偶者(パートナーを含む。)
 - ・同居者
 (生活空間を同じにする頻度が高い家族など。)
- ※②については、妊娠希望者および妊婦が、風しんに係る抗体検査を受けた結果十分な抗体の量があることが判明している場合は対象としません。
- ◇持参品 健康保険証・抗体検査の結果がわかるもの
※抗体検査の結果は、結果書等で確認します。
- *風しんの抗体検査は福岡県が実施しています。詳細は、県のホームページをご覧ください。京築保健福祉環境事務所(Tel 23-33935)にお問合せください。

春の交通安全県民運動が始まります

春

の交通安全県民運動が、5月11日～20日に実施されます。これにあわせて左記のとおり啓発活動を行います。交通安全に対する皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

◇セーフティステーション

交通安全啓発チラシ、グッズの配布を行います。

・日時 5月13日(月) 13時30分から

・場所 今井渡橋東交差点(南大橋一丁目)

◇5月20日は、

「交通死亡事故ゼロを目指す日」

毎年多くの人が交通事故により死亡しています。平成20年1月に、交通安全に対する意識を高めるため、「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられました。一人ひとりが、交通ルールやマナーを守り、交通事故のない社会を目指しましょう。

*市民相談室 Tel 25-1111 (内線1389)

ファミリーサポートセンター サポート会員養成講習受講者募集

	日時	講師	内容
1	6月6日(木) 10時～12時	ファシリテーター アドバイザー 新垣 香織さん	開講式 ワークショップ ～ファミサポの仕組みと活動～
2	6月13日(木) 10時～12時	北九州保育 福祉専門学校 河合 倫子さん	子どもに寄り添う保育の心
3	6月20日(木) 10時～12時	行橋市管理栄養士	子どもの栄養と食生活
4	6月27日(木) 10時～12時	北九州市立大学 税田 慶昭さん	気になる子どもとの関わり方
5	7月5日(金) 14時～16時	小波瀬病院 小児科医 松島 卓哉さん	子どもの発育と病気
6	7月11日(木) 10時～12時	行橋市消防本部	救急時の対応と事故予防
7	7月18日(木) 10時～12時	北九州保育福祉 専門学校 河合 倫子さん	保育と子どもの遊び
8	7月25日(木) 10時～12時	子ども支援ネット ワークWith Wind 藤原 浩美さん	子どもの心の発達
	8月1日(木) 10時～12時		お預かり実習
9	8月1日(木) 12時～12時30分	ファシリテーター アドバイザー 新垣 香織さん	ファミサポ心得 閉講式

●問合せ・申込み 電話またはセンターにて
ゆくはしファミリーサポートセンター 結結
Tel 31-0798 (平日9時～17時)

〒824-0006 門樋町7-10 グリーンヒルズ行橋1階
(WハートK&M ゆくはし地域交流ひろば内)

市地域福祉課 福祉政策係 Tel 25-1111 (内線 1211,1212)

ご存じですか? 5月12日は、「民生委員・児童委員の日」

行橋市内10地区 「民生委員・児童委員協議会」一覧

校区協議会	校区会長	電話番号
行橋校区	橋本 正巳	22-6359
行橋北校区	長井 久美子	22-8642
行橋南校区	梅田 明	23-3062
今元・葦島校区	西本 すみ江	23-5543
仲津校区	龍田 公子	24-3816
泉校区	廣木 秀利	24-7691
今川校区	永松 勝利	24-3997
稗田校区	末松 友子	24-7782
椿市校区	末松 千幸	24-6538
延永校区	進 五郎	24-1060

民 生委員・児童委員の存在や活動について、地域住民のみなさんや関係機関・団体等に理解を深めていただくため、全国民生委員児童委員連合会では、5月12日を「民生委員・児童委員の日」、5月12日から18日を「活動強化週間」と定めています。

また、民生委員・児童委員は地域の身近な相談役として、みなさまのお住まいの地域で活動しています。介護、福祉サービス、医療、子育て、学校生活などの心配ごとでお困りの方は、お気軽にご相談ください。なお、民生委員・児童委員には秘密を守る義務が法律で定められていますので、「安心して相談下さい」。

市建築政策課 建築政策係 Tel 25-1111 (内線 1324,1325)

木造戸建て住宅の耐震化を促進しています

行橋市木造戸建て住宅 耐震診断費補助制度	
補助内容	福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度を利用して行った耐震診断に要する費用について全額補助
補助金額	耐震診断に要する費用 6,000円
募集件数	20件
募集期間	6月28日(金)まで
その他	「福岡県耐震診断アドバイザー派遣制度」とは、福岡県主催の講習会を受講し登録された建築士(アドバイザー)が申請者宅を訪問し、耐震診断を行う制度です。 問合せ：生涯あしん住宅センター Tel 092-582-8061

行橋市木造戸建て住宅耐震改修補助制度		
補助内容	耐震改修工事に要する費用の一部補助	耐震シェルター・防災ベッド設置に要する費用の一部補助
補助金額	耐震改修工事に要する費用の50%に相当し、1,000円未満を切捨てた額(1件につき上限60万円)	耐震シェルター・防災ベッド設置に要する費用の46%に相当し、1,000円未満を切捨てた額(1件につき上限30万円)
補助条件	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、建築物全体を1.0以上または、1階部分の上部構造評点が1.0以上になる耐震改修工事を行うもの	①耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満で、耐震シェルターまたは防災ベッドを設置 ②高齢者(65歳以上の方)、障がい者(障害者手帳の交付を受けている方)のいる世帯
募集件数	3件	2件
募集期間	5月7日(火)～6月28日(金)	
その他	申請する前に、耐震診断を行う必要があります。他の補助金との併用はできません。	

【補助対象住宅】

- 次のすべての条件を満たす住宅
- ①市内に存在するもの
- ②昭和56年5月31日以前に着工したもの
- ③過去に耐震補助金の交付を受けたことがないこと
- ④現に居住者がいること、または居住する予定の者がいること

◆◆◆ 共通事項 ◆◆◆

- ⑤地階を除く階数が2以下のもの
- ⑥戸建て住宅
※店舗の用途を兼ねるものは、店舗等の用途に供する部分の床面積が建築物全体の床面積の2分の1未満のもの
- ⑦建築基準法および関係法令に違反していないもの

【補助対象者】

- 次のすべての条件を満たす方
- ①住宅の所有者
- ②市税、その他の公租公課を滞納していないこと
- ③暴力団員でないこと
- ※募集期間を過ぎた場合はご相談ください。また申請前に着手した場合は対象外です。

市建築政策課 建築係 Tel 25-1111 (内線 1322)

ブロック塀等撤去費補助制度を始めます

- ◆ **補助金額** ブロック塀等の撤去工事に要する費用の50%に相当する額で、千円未満を切捨てた額(1件につき上限10万9千円)
- ◆ **補助対象ブロック塀等** 左記のいずれかの要件を満たし、道路に面して設置され、高さが1m以上のもの
①診断カルテによる換算で40点未満のもの(市職員が診断)
- ②その他市長が災害時に安全上支障があると認めるもの
- ◆ **補助対象者** 左記の全ての条件を満たす方
①ブロック塀等の所有者または管理者
②同一敷地内において、ブロック塀等撤去費補助金を受けたことがないこと
- ③市税、その他の公租公課を滞納していないこと
- ④暴力団員でないこと
- ◆ **補助対象工事** 補助対象ブロック塀等の全部を撤去する工事・補助対象ブロック塀等の一部を撤去する工事(補助対象工事完了後において、左記の要件を全て満たすものに限る)
①診断カルテによる換算で70点以上となるもの
②ブロック塀等の高さが1.2m以下になるもの
③建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路内にブロック塀等が存しないもの
- ◆ **申込期限** 5月7日(火)～9月30日(月)
- ◆ **募集件数** 10件程度(予算がなくなり次第終了)
- ◆ **他の補助金との併用はできません。**
- ※申請前に着手した場合は対象外となります。

道 路に面して設置され、高さ1m以上のブロック塀等の撤去または一部撤去に要する費用の一部を補助します。